

世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討の基本方針

1. 主旨

世田谷区本庁舎等整備（以下「本事業」という。）については、建築後50年以上を経過した世田谷区役所本庁舎及び世田谷区民会館について、災害対策や区民サービス、環境性能など様々な機能の向上を図るため、現在、実施設計を進めており、令和2年度に建設工事の発注を予定している。

これまで令和元年6月に設置された世田谷区本庁舎等整備施工者選定手法等検討委員会（以下「選定手法等検討委員会」という。）によって、本事業に最適な施工者を選定する手法等を検討し、同年8月に報告書が提出されたところである。

今般設置した世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会（以下「本委員会」という。）において、総合評価方式の評価項目ならびに配点等及び入札参加資格等を検討するにあたって、これまでの検討結果及び今後の検討の基本方針等を以下のとおり示す。

2. 本事業について

本事業は、現在の敷地内で長期間にわたり、庁舎機能を維持しながら、解体、建設を繰り返し、また、各工期で建設した免震建物を最終的に一つの建物として完成させる非常に難易度の高い工事である。本事業の施工者選定にあたっては、地方公共団体における入札契約事務の根幹である公平性・公正性・競争性の確保が求められるだけでなく、これまで区が経験したことのない事業規模の大きさ、高い施工品質と建物性能の確保、地域経済に与える波及効果や地元業者の受注機会確保といった視点も重要となる。

3. 選定手法等検討委員会における検討結果及び区の決定事項

(1) 選定手法等検討委員会からの提言

選定手法等検討委員会において、3回にわたって議論を行った結果、「資料5」のとおりの提言がされた。

(2) 区の決定事項

選定手法等検討委員会からの提言を踏まえ、世田谷区入札参加者等選定委員会で審議し、以下のとおり決定した。

① 選定方式

- ・制限付一般競争入札とする。
- ・総合評価方式の技術提案評価型（S型）を導入する。

② 発注方法

- ・工期、工区、工種に関する分割は行わず、全て一括での発注とする。
- ・区内事業者の受注機会の確保及び地域経済振興の施策については、先行的に行う解体・改修工事を分離発注することや、総合評価の具体的な評価基準に配慮することを検討する。

(3) 今後の検討事項

選定手法等検討委員会において、施工者選定を適正かつ公正に行うためにさらなる検討を進めるべき課題として、以下の事項が示された。

- ①入札参加者の形態（施工技術力の確保、共同企業体の参加可否等）
- ②地域経済振興の方策（先行工事の分離発注、区内事業者の受注機会確保、区内経済振興等）
- ③工期の適正化（働き方改革、建設資材の状況、改正建設業法への対応等）
- ④総合評価方式の評価項目（安全性・利便性の確保、工事の円滑遂行等）
- ⑤検討組織の必要性

なお本委員会は、上記⑤のとおり、今後の検討にあたっては専門的知見を有する者から構成される検討組織が必要となることから設置したものである。

4. 総合評価方式等の検討における基本方針

本事業の特徴やこれまでの議論を踏まえ、総合評価方式の評価項目ならびに配点等及び入札参加資格等を検討するうえでの骨子となる基本方針を以下のとおり示す。

1. 区として求める施工品質を確保したうえで、公平性・公正性・競争性を担保した選定とする。
2. 施工難易度が極めて高く、かつ長期間にわたる工期において本事業を確実に遂行できる施工者を選定する。
3. 発注金額が非常に大きい本事業において、区内経済振興の効果を十分に引き出すことができる選定とする。